

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(本人等に対する通知)</p> <p>第13条 児童相談所長は、次に掲げる措置（次項において「措置」という。）を採るときは、その旨を本人又はその保護者に対しては児童等／入所措置／委託／決定通知書（様式第23号の5）により、里親、障害児通所支援事業所の長若しくは児童福祉施設の長又は法第27条第2項に規定する指定医療機関（以下単に「指定医療機関」という。）の長（次項において「里親等」という。）に対しては児童等／入</p> | <p>(本人等に対する通知)</p> <p>第13条 児童相談所長は、次に掲げる措置（次項において「措置」という。）を採るときは、その旨を本人又はその保護者に対しては児童等／入所措置／委託／決定通知書（様式第23号の5）により、里親、障害児通所支援事業所の長若しくは児童福祉施設の長又は法第27条第2項に規定する指定医療機関（以下単に「指定医療機関」という。）の長（次項において「里親等」という。）に対しては児童等／入</p> |

所措置／委託／通知書（様式第23号の6）により通知しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置（当該措置とみなされるものを含む。第22条第1項第1号において「措置」という。）

(3) [略]

2 [略]

（費用の徴収）

第22条 福祉事務所長又は児童相談所長は、法第56条第2項又は第3項の規定により、本人又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から次に掲げる費用に係る徴収金として、当該各号に掲げる表に定める額を徴収する。

(1) 助産、母子保護、児童自立生活援助の実施（当該母子保護の実施とみなされるものを含む。）又は措置に係る費用 別表第1第1号及び第2号

(2) 法第21条の6の措置に係る費用 別表第2

所措置／委託／通知書（様式第23号の6）により通知しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置（当該措置とみなされるものを含む。第22条第1項第1号及び別表第1第1号の表備考第4項において「措置」という。）

(3) [略]

2 [略]

（費用の徴収）

第22条 福祉事務所長又は児童相談所長は、法第56条第2項又は第3項の規定により、本人又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から次に掲げる費用に係る徴収金として、当該各号に掲げる表に定める額を徴収する。

(1) 助産の実施、母子保護の実施（当該母子保護の実施とみなされるものを含む。）又は措置に係る費用 別表第1

(2) 児童自立生活援助の実施に要する費用 別表第2

(3) 法第21条の6の措置に係る費用 別表第3

(3) [略]

(4) [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第13条、第22条関係）

(1) 扶養義務者（法第27条第1項第3号（障害児入所施設を除く。）、第31条第2項（障害児入所施設を除く。）の規定による措置を受けている児童で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）及び児童自立生活援助の実施を受ける者（自立援助ホームに係る入居者に限る。）用

（単位 円）

| 各月初日の在籍措置児童等の属する世帯の階層区分 |  | 徴収金基準月額 |       |
|-------------------------|--|---------|-------|
| 階層区分                    | 定義   | 入所施設    | 通所施設  |
| A                       | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。以下同じ。）の受給世帯 | 0       | 0     |
| B                       | A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯   | 0       | 0     |
| C                       | A階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯  | 2,300   | 1,100 |

改正前

別表第1（第13条、第22条関係）

(1) 扶養義務者用（法第27条第1項第3号及び第2項、第31条第2項及び第3項の規定による措置を受けている児童で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）

（単位 円）

| 各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分 |  | 徴収金基準月額 |       |
|------------------------|--|---------|-------|
| 階層区分                   | 定義   | 入所施設    | 通所施設  |
| A                      | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。以下同じ。）の受給世帯 | 0       | 0     |
| B                      | A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯   | 0       | 0     |
| C 1                    | A階層及びB階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯  | 2,300   | 1,100 |
| C 2                    | 該年分の所得税非課税世帯<br>当該年度分の市町村民税所得割課税世帯   | 3,300   | 1,700 |

|      |  |                        |         |        |
|------|--|------------------------|---------|--------|
| D 1  | A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの | 9,000以下                | 3,300   | 1,700  |
| D 2  |  | 9,001から27,000まで        | 4,500   | 2,300  |
| D 3  |  | 27,001から57,000まで       | 6,800   | 3,400  |
| D 4  |  | 57,001から93,000まで       | 9,400   | 4,700  |
| D 5  |  | 93,001から177,300まで      | 14,500  | 7,300  |
| D 6  |  | 177,301から258,100まで     | 20,600  | 10,300 |
| D 7  |  | 258,101から348,100まで     | 27,100  | 13,600 |
| D 8  |  | 348,101から456,100まで     | 34,400  | 17,200 |
| D 9  |  | 456,101から583,200まで     | 42,500  | 21,300 |
| D 10 |  | 583,201から704,000まで     | 51,500  | 25,700 |
| D 11 |  | 704,001から852,000まで     | 61,300  | 30,600 |
| D 12 |  | 852,001から1,044,000まで   | 71,900  | 36,000 |
| D 13 |  | 1,044,001から1,225,500まで | 83,300  | 41,700 |
| D 14 |  | 1,225,501から1,426,500まで | 95,600  | 47,800 |
| D 15 |  | 1,426,501以上            | 100,000 | 50,000 |

備考

1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D 1からD 15までの階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。ただし、令和5年7月1日時点で措置中の児童については、令和10年6月30日までの間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）の規定による改正前の地方税法第34条第1項第11号及び第314条の2第1項第11号に基づく年少扶養控除及び特定扶養控除を適用させて算定するものとする。

|         |   |                        |         |        |
|---------|---|------------------------|---------|--------|
| D 1 - 1 | A階層及びB階層を除く当該年分の所得税の課税世帯であつて、その所得割の区分が次の区分に該当するもの | 8,400以下                | 4,500   | 2,300  |
| D 1 - 2 |   | 8,401から12,000まで        | 4,500   | 2,700  |
| D 1 - 3 |   | 12,001から15,000まで       | 5,000   | 2,800  |
| D 2 - 1 |   | 15,001から20,000まで       | 6,800   | 3,400  |
| D 2 - 2 |   | 20,001から30,000まで       | 7,100   | 3,900  |
| D 2 - 3 |   | 30,001から40,000まで       | 7,800   | 4,100  |
| D 3 - 1 |   | 40,001から55,000まで       | 9,400   | 4,700  |
| D 3 - 2 |   | 55,001から70,000まで       | 10,400  | 5,400  |
| D 4 - 1 |   | 70,001から101,000まで      | 14,500  | 7,300  |
| D 4 - 2 |   | 101,001から183,000まで     | 14,700  | 8,100  |
| D 5 - 1 |   | 183,001から283,000まで     | 20,600  | 10,300 |
| D 5 - 2 |   | 283,001から403,000まで     | 20,600  | 10,800 |
| D 6     |   | 403,001から703,000まで     | 27,100  | 13,600 |
| D 7     |   | 703,001から1,078,000まで   | 34,400  | 17,200 |
| D 8     |   | 1,078,001から1,632,000まで | 42,500  | 21,300 |
| D 9     |   | 1,632,001から2,303,000まで | 51,500  | 25,700 |
| D 10    |   | 2,303,001から3,117,000まで | 61,300  | 30,600 |
| D 11    |   | 3,117,001から4,173,000まで | 71,900  | 36,000 |
| D 12    |   | 4,173,001から5,334,000まで | 83,300  | 41,700 |
| D 13    |   | 5,334,001から6,674,000まで | 95,600  | 47,800 |
| D 14    |   | 6,674,001以上            | 100,000 | 50,000 |

備考

1 この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C 2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業に係る住居をいう。）及び里親をいい、「通所施設」とは、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、母子生活支援施設及び自立援助ホームをいう。

4 同一世帯から2人以上の児童等が入所し、又は2人以上の児童等について措置が採られている場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童

2 この表のD1-1からD14までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号。ただし、同法第84条の扶養控除を行う場合は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の例により算定した金額を控除するものとする。）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

ア 所得税法第78条第2項第1号に掲げる寄附金

イ 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下「平成10年改正法」という。）附則第12条

3 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、乳児院、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、助産施設、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業に係る住居をいう。）及び里親をいい、「通所施設」とは、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び母子生活支援施設をいう。

4 同一世帯から2人以上の児童が入所し、又は2人以上の児童について措置が採られている場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童以外

等以外の児童等については、この表の徴収金基準月額に0.1を乗じた額をもってその児童等の徴収金基準月額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準月額については、「児童入所施設に係る徴収金基準月額＋児童入所施設に係る徴収金基準月額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準月額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準月額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準月額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準月額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準月額は0円とする。

5 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設通所部又は児童心理治療施設通所部へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額は、0円とする。

6 (1) 助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち市町村民税所得

の児童については、この表の徴収金基準月額に0.1を乗じた額をもってその児童の徴収金基準月額とする。

5 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設通所部又は情緒障害児短期治療施設通所部へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額は、0円とする。

6 (1) 助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D1－1階層であっても差し



割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。

イ [略]

(2) 入所の措置が採られた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20パーセント、C階層にあつては30パーセント、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準月額に加えるものとする。

(2) 扶養義務者（法第27条第1項第3号（障害児入所施設に限る。）及び第2項、第31条第2項（障害児入所施設に限る。）及び第3項の規定による措置を受けている児童等で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）用

（単位 円）

| 各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分 |  | 徴収金基準月額 |
|------------------------|--|---------|
| 階層区分                   | 定義   | 入所施設    |
| A                      | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯 | 0       |
| B                      | A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯   | 0       |

支えない。

イ [略]

(2) 入所の措置が採られた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20パーセント、C 1又はC 2階層にあつては30パーセント、D 1-1階層にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準月額に加えるものとする。

7 納入義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）

第1条第2号に掲げる女子又は同令第1の2第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合のこの表における階層区分は、当該納入義務者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額及び所得税の額によることができる。ただし、寡夫とみなされる納入義務者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円を超えるときは、この限りでない。

(2) 削除

|      |                             |                        |         |
|------|-----------------------------|------------------------|---------|
| C    | A階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯 |                        | 2,300   |
| D 1  | A階層を除く当該                    | 12,000以下               | 3,300   |
| D 2  | 年度分の市町村民                    | 12,001から30,000まで       | 4,500   |
| D 3  | 税の課税世帯であ                    | 30,001から60,000まで       | 6,800   |
| D 4  | って、その市町村                    | 60,001から96,000まで       | 9,400   |
| D 5  | 民税所得割の額の                    | 96,001から189,000まで      | 14,500  |
| D 6  | 区分が次の区分に                    | 189,001から277,000まで     | 20,600  |
| D 7  | 該当するもの                      | 277,001から348,000まで     | 27,100  |
| D 8  |                             | 348,001から465,000まで     | 34,400  |
| D 9  |                             | 465,001から594,000まで     | 42,500  |
| D 10 |                             | 594,001から716,000まで     | 51,500  |
| D 11 |                             | 716,001から864,000まで     | 61,300  |
| D 12 |                             | 864,001から1,056,000まで   | 71,900  |
| D 13 |                             | 1,056,001から1,238,000まで | 83,300  |
| D 14 |                             | 1,238,001から1,439,000まで | 95,600  |
| D 15 |                             | 1,439,001以上            | 100,000 |

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD 1からD 15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
  - (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
  - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2

第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

5 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

別表第2（第22条関係）

児童自立生活援助の実施を受ける者（自立援助ホームに係る入居者に限る。）用

（単位 円）

| 各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分 |    | 徴収金基準月額 |
|------------------------|----|---------|
| 階層区分                   | 定義 |         |

|         |  |                        |        |
|---------|--|------------------------|--------|
| A       | 生活保護法による被保護者（単給世帯に係る者を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者 |                        | 0      |
| B       | A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税の者   |                        | 0      |
| C 1     | A階層及びB階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみ課税される者  |                        | 1,100  |
| C 2     | 当該年度分の市町村民税所得割課税される者   |                        | 1,700  |
| D 1 - 1 | A階層及びB階層を除く当該年度分の所得税が課税される者であって、その額の区分が次の区分に該当するもの   | 8,400以下                | 2,300  |
| D 1 - 2 |  | 8,401から12,000まで        | 2,700  |
| D 1 - 3 |  | 12,001から15,000まで       | 2,800  |
| D 2 - 1 |  | 15,001から20,000まで       | 3,400  |
| D 2 - 2 |  | 20,001から30,000まで       | 3,900  |
| D 2 - 3 |  | 30,001から40,000まで       | 4,100  |
| D 3 - 1 |  | 40,001から55,000まで       | 4,700  |
| D 3 - 2 |  | 55,001から70,000まで       | 5,400  |
| D 4 - 1 |  | 70,001から101,000まで      | 7,300  |
| D 4 - 2 |  | 101,001から183,000まで     | 8,100  |
| D 5 - 1 |  | 183,001から283,000まで     | 10,300 |
| D 5 - 2 |  | 283,001から403,000まで     | 10,800 |
| D 6     |  | 403,001から703,000まで     | 13,600 |
| D 7     |  | 703,001から1,078,000まで   | 17,200 |
| D 8     |  | 1,078,001から1,632,000まで | 21,300 |
| D 9     |  | 1,632,001から2,303,000まで | 25,700 |
| D 10    |  | 2,303,001から3,117,000まで | 30,600 |
| D 11    |  | 3,117,001から4,173,000まで | 36,000 |

|      |                        |        |
|------|------------------------|--------|
| D 12 | 4,173,001から5,334,000まで | 41,700 |
| D 13 | 5,334,001から6,674,000まで | 47,800 |
| D 14 | 6,674,001以上            | 50,000 |

備考

1 この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C 2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD 1－1からD14までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（ただし、同法第84条の扶養控除を行う場合は、所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の例により算定した金額を控除するものとする。）、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

ア 所得税法第78条第2項第1号に掲げる寄附金

イ 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 平成10年改正法附則第12条

別表第2（第22条関係）

| 税額等による階層区分 |                               | 1月当たり<br>の徴収金の<br>額の上限額     | 徴収金の基準額（単位 円）                         |                   |                      |       |
|------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|-------------------|----------------------|-------|
| 階層<br>区分   | 定義（単位 ）                       |                             | 居宅介護、<br>同行援護<br>又は行動<br>援護30分<br>当たり | 短期入所<br>1日当た<br>り | 障害児通<br>所支援1<br>日当たり |       |
| A          | [略]                           | [略]                         | [略]                                   | [略]               | [略]                  |       |
| B          | [略]                           | [略]                         | [略]                                   | [略]               | [略]                  |       |
| C          | A階層を除き当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者 | 1,100                       | 50                                    | 100               | 100                  |       |
| D1         | A階層を                          | 12,000以下                    | 1,600                                 | 100               | 200                  | 200   |
| D2         | 除き当該                          | 12,001 から<br>30,000まで       | 2,200                                 | 150               | 300                  | 300   |
| D3         | 年度分の                          | 30,001 から<br>60,000まで       | 3,300                                 | 200               | 400                  | 400   |
| D4         | 市町村民                          | 60,001 から<br>96,000まで       | 4,600                                 | 250               | 600                  | 500   |
| D5         | 税が課税                          | 96,001 から<br>189,000まで      | 7,200                                 | 300               | 1,000                | 700   |
| D6         | の者であ                          | 189,001 から<br>277,000まで     | 10,300                                | 400               | 1,400                | 1,000 |
| D7         | って、そ                          | 277,001 から<br>348,000まで     | 13,500                                | 500               | 1,800                | 1,300 |
| D8         | の市町村                          | 348,001 から<br>465,000まで     | 17,100                                | 600               | 2,300                | 1,700 |
| D9         | 民税所得                          | 465,001 から<br>594,000まで     | 21,200                                | 800               | 2,800                | 2,100 |
| D10        | 割の額が                          | 594,001 から<br>716,000まで     | 25,700                                | 1,000             | 3,400                | 2,500 |
| D11        | 均等割の                          | 716,001 から<br>864,000まで     | 30,600                                | 1,200             | 4,100                | 3,000 |
| D12        | 額のみ                           | 864,001 から<br>1,056,000まで   | 35,900                                | 1,400             | 4,800                | 3,500 |
| D13        | の者                            | 1,056,001 から<br>1,238,000まで | 41,600                                | 1,600             | 5,500                | 4,000 |

別表第3（第22条関係）

| 税額等による階層区分 |  | 1月当たり<br>の徴収金の<br>額の上限額             | 徴収金の基準額（単位 円）                         |                   |                      |       |
|------------|--|-------------------------------------|---------------------------------------|-------------------|----------------------|-------|
| 階層<br>区分   | 定義（単位 ）  |                                     | 居宅介護、<br>同行援護<br>又は行動<br>援護30分<br>当たり | 短期入所<br>1日当た<br>り | 障害児通<br>所支援1<br>日当たり |       |
| A          | [略]  | [略]                                 | [略]                                   | [略]               | [略]                  |       |
| B          | [略]  | [略]                                 | [略]                                   | [略]               | [略]                  |       |
| C1         | A階層又<br>はB階層<br>の者を除<br>き前年分<br>の所得税<br>が非課税<br>の者 | 当該年度分の<br>市町村民税のう<br>ち均等割のみ<br>課税の者 | 1,100                                 | 50                | 100                  | 100   |
| C2         | 当該年度分の<br>市町村民税の<br>うち所得割が<br>課税の者                 | 1,600                               | 100                                   | 200               | 200                  |       |
| D1         | A階層又   | 15,000以下                            | 2,200                                 | 150               | 300                  | 300   |
| D2         | はB階層   | 15,001 から<br>40,000まで               | 3,300                                 | 200               | 400                  | 400   |
| D3         | の者を除   | 40,001 から<br>70,000まで               | 4,600                                 | 250               | 600                  | 500   |
| D4         | き前年分   | 70,001 から<br>183,000まで              | 7,200                                 | 300               | 1,000                | 700   |
| D5         | の所得税   | 183,001 から<br>403,000まで             | 10,300                                | 400               | 1,400                | 1,000 |
| D6         | が課税の   | 403,001 から<br>703,000まで             | 13,500                                | 500               | 1,800                | 1,300 |
| D7         | 者であっ   | 703,001 から<br>1,078,000まで           | 17,100                                | 600               | 2,300                | 1,700 |
| D8         | て、その   | 1,078,001から<br>1,632,000まで          | 21,200                                | 800               | 2,800                | 2,100 |
| D9         | 所得税の   | 1,632,001から<br>2,303,000まで          | 25,700                                | 1,000             | 3,400                | 2,500 |
| D10        | 額の区分   | 2,303,001から<br>3,117,000まで          | 30,600                                | 1,200             | 4,100                | 3,000 |
| D11        | が次の額   | 3,117,001から<br>4,173,000まで          | 35,900                                | 1,400             | 4,800                | 3,500 |
| D12        | であるも   | 4,173,001から<br>5,334,000まで          | 41,600                                | 1,600             | 5,500                | 4,000 |
| D13        | の  | 5,334,001から<br>6,674,000まで          | 47,800                                | 1,900             | 6,400                | 4,600 |

|      |                             |  |                   |                   |  |
|------|-----------------------------|--|-------------------|-------------------|--|
| D 14 | 1,238,001 から<br>1,439,000まで | 47,800   | 1,900             | 6,400             | 4,600  |
| D 15 | 1,439,001以上                 | 介護給付<br>費等基準<br>額又は障<br>害児通所<br>給付費基<br>準額及び<br>肢体不自<br>由児通所<br>医療費基<br>準額 | 介護給付<br>費等基準<br>額 | 介護給付<br>費等基準<br>額 | 障害児通<br>所給付費<br>及び肢体<br>不自由児<br>通所医療<br>費基準額 |

備考

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。
- 2 (1)～(5) [略]
- (6) 介護給付費等基準額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。
- (7) 障害児通所給付費基準額 法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額（食事提供加算を除く。）をいう。
- (8) 肢体不自由児通所医療費基準額 法第21条の5の29第2項に規定する1月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）

|      |             |  |                   |                   |  |
|------|-------------|--|-------------------|-------------------|--|
| D 14 | 6,674,001以上 | 介護給付<br>費等基準<br>額又は障<br>害児通所<br>給付費基<br>準額及び<br>肢体不自<br>由児通所<br>医療費基<br>準額 | 介護給付<br>費等基準<br>額 | 介護給付<br>費等基準<br>額 | 障害児通<br>所給付費<br>及び肢体<br>不自由児<br>通所医療<br>費基準額 |
|------|-------------|--|-------------------|-------------------|--|

備考

- 1 (1)～(5) [略]

第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。

3 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用せずに計算した額とする。）をいう。ただし、別表第2の表備考第6項に該当する場合を除き、同法第323条の規定による市町村民税の減額があった場合においては、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用せずに計算した額とする。）をいう。ただし、同法第323条の規定による市町村民税の減額があった場合においては、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 この表において「所得税の額」とは、所得税法（ただし、同法第84条の扶養控除を行う場合は、所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の例により算定した金額を控除するものとする。）、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、

第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

ア 所得税法第78条第2項第1号に掲げる寄附金

イ 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 平成10年改正法附則第12条



(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

5 C及びD 1からD 15までの税額等による階層区分の者であって、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児一

4 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護給付費等基準額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

(2) 障害児通所給付費基準額 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額（食事提供加算を除く。）をいう。

(3) 肢体不自由児通所医療費基準額 法第21条の5の28第2項に規定する1月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。

人当たりの障害児通所支援の徴収金基準額（日額）とする（別表第2の表備考第6項に該当する場合を除く。）。

| 第1欄   | 第2欄                        |
|---|----------------------------|
| 障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児 | 徴収金基準額（日額）に定める額            |
| 扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）             | 徴収金基準額（日額）に定める額に0.5を乗じて得た額 |
| 上記以外の障害児  | 0円                         |

6 C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であって、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の施行令第24条第4号に規定された市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの障害児通所支援の徴収金基準額（日額）とする。

| 第1欄  | 第2欄             |
|--|-----------------|
| 扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるもの | 徴収金基準額（日額）に定める額 |

|  |                            |
|--|----------------------------|
| を除く。)  |                            |
| 扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）                   | 徴収金基準額（日額）に定める額            |
| 扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。）   | 徴収金基準額（日額）に定める額に0.5を乗じて得た額 |
| 扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。） | 徴収金基準額（日額）に定める額に0.5を乗じて得た額 |
| 上記以外の障害児   | 0円                         |

7 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

8 被措置者の扶養義務者の徴収金の額が、介護給付費等基準額から被措置者の徴収金の額を控除して得た額を超える場合は、当該得た額を扶養義務者の徴収金の

5 被措置者の扶養義務者（被措置者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も

額とする。

9 [略]

高いものに限る。)の徴収金の額が、介護給付費等基準額から被措置者の徴収金の額を控除して得た額を超える場合は、当該得た額を扶養義務者の徴収金の額とする。

6 [略]

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第6条関係）

助産施設における助産の実施申込書

年 月 日

神戸市 福祉事務所長 宛

住所

申込者

氏名

妊産婦との続柄

※申込者本人の署名 又は 記名押印

助産施設における助産の実施（入所）を次のとおり申し込みます。

なお、神戸市が、児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する額の決定にあたり、課税状況を調査することに同意します。（世帯員の方は、同意の上、同意欄に署名してください。）

|                                       |       |       |    |  |
|---------------------------------------|-------|-------|----|--|
| 入所を希望する助産施設                           | 第一希望  |       |    |  |
|                                       | 第二希望  |       |    |  |
| 助産の実施（入所）を希望する妊産婦の氏名・個人番号・居住地・生年月日・職業 | 氏名    |       |    |  |
|                                       | 個人番号  |       |    |  |
|                                       | 居住地   | 電話    |    |  |
|                                       | 生年月日  | 年 月 日 | 職業 |  |
| 助産の実施を希望する理由<br>（入所を希望する理由）           |       |       |    |  |
| 出産予定日                                 | 年 月 日 |       |    |  |

妊産婦の世帯員の状況

| フリガナ<br>氏名 | 続柄 | 生年月日 | 課税調査<br>同意欄 | 職業 | 備考 |
|------------|----|------|-------------|----|----|
|            |    | 個人番号 |             |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |
|            |    |      | (署名)        |    |    |

(備考)

- 1 助産の実施を希望する理由については、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 課税状況の調査に同意しない場合は、必要な書類（課税証明書等）を添付してください。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第6条関係）

母子生活支援施設における保護の実施申込書

年 月 日

神戸市 福祉事務所長宛

住 所  
 申込者  
 氏 名

※申込者本人の署名 又は 記名押印

母子生活支援施設における保護の実施（入所）を次のとおり申し込みます。

なお、児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する額の決定にあたり、課税状況を調査することに同意します。

|   |             |       |    |  |
|---|-------------|-------|----|--|
| 入所を希望する<br>母子生活支援施設                             | 第一希望        |       |    |  |
|   | 第二希望        |       |    |  |
| 母子保護の実施を希望する理由<br>(入所を希望する理由)                   |             |       |    |  |
| 母子保護の実施（入所）を希望<br>する保護者の氏名・個人番号・<br>居住地・生年月日・職業 | フリガナ<br>氏 名 |       |    |  |
|   | 個人番号        |       |    |  |
|   | 居住地         | 電話    |    |  |
|   | 生年月日        | 年 月 日 | 職業 |  |

母子保護の実施に係る（保護者とともに入所する）児童の状況

| フリガナ<br>氏 名 | 続柄 | 生 年 月 日 | 性別  | 就学の状況等 | 備 考 |
|-------------|----|---------|-----|--------|-----|
|             |    | 個人番号    |     |        |     |
|             |    |         | 男・女 |        |     |
|             |    |         | 男・女 |        |     |
|             |    |         | 男・女 |        |     |
|             |    |         | 男・女 |        |     |
|             |    |         | 男・女 |        |     |

（備 考） 母子保護の実施を希望する理由については、できるだけ具体的に記入してください。



附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。